

《開催日時》

平成28年11月28日(月) 午後1時30分～

《場 所》

三和公民館 1階 会議室

《付議事項》

議案第1号「非農地証明申請について」

議案第2号「農地法第3条による許可申請について」

議案第3号「神石高原町農業委員会規則の一部を改正する規則について」

《出席者》

1番 福島 道正	2番 槌原 敬司	3番 若林 宏明
4番 伊勢村 正治	5番 藤井 ヨシ子	6番 矢田貝 幹輝
7番 日下 文子	8番 梶尾 英志	9番 小川 玲子
10番 小田 千寿香	11番 徳本 敬吉	12番 圓道 タミ子
13番 立原 孝生	14番 横儀 秋弘	15番 光末 幸司
16番 橋本 進吾	17番 向 靖弘	18番 村上 積水
19番 赤木 健二	20番 塚本 尚夫	21番 正木 正二
	23番 川上 進	24番 伊勢村 春行
25番 大谷 省五	26番 小林 文雄	27番 佐伯 知省

事務局長 松本 真典

主任 堀井 徹

遅刻 なし

《欠席者》

22番 池田 正敬

《開 会》

松本事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第8回の総会のほうを始めたいと思います。

初めに、会長よりご挨拶をいただきます。

《挨 拶》

佐伯会長

(挨拶)

《欠席者の報告及

《総会の成立》

吉原事務局長

ありがとうございました。

それでは、続きまして本日の欠席者の報告をいたします。

本日の欠席者は、22番池田正敬委員1名でございます。したがって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員数27名中、本日の出席者は26名でありますので、過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。

なお、これからの議事の進行につきましては、会議規則第3条の規定により会長をお願いいたします。

《議事録署名委員の指名》

佐伯会長（議長）

それでは、議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

23番川上委員、24番伊勢村春行両委員さんをお願いいたします。

《議事》

《議案第1号》

佐伯会長（議長）

それでは、議事に入ります。

議案第1号「非農地証明申請について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

吉原事務局長

（事務局説明）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

担当委員さんによる現地調査をお願いいたしております。■■■■の案件から調査報告をお願いいたします。

矢田貝幹輝委員

6番の矢田貝です。

11月23日に、私と赤木委員さんと申請者の■■■■とで現地を確認しました。

場所は、■■■■の交差点を■■■■ぐらい行って、そこを行ったところを■■■■ぐらい入ったところが場所です。20年前ごろから同居しとるということで、耕作物ができていなかったということで原野となっていました。

写真綴りは、1ページを見てもらえば木がもう生えています。

ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。  
続きまして、[REDACTED]の案件をお願いいたします。

橋本進吾委員

16番橋本です。本来は池田委員さんの担当地区なのですが、私がかわって説明します。

去る18日に池田委員さんと、[REDACTED]は[REDACTED]のほうに生まれ帰っておられませんでした。

場所は、[REDACTED]がありますが、その裏のほうにあるところです。

もう40年ぐらい前に家を出られたみたいで、家は以前あったところはもう壊されて、もう本当に家があったかわからないぐらいのところの周りに、今回の申請のあった土地があります。地域の方は、何か20年ぐらい前に孟宗竹がすごく生えたらしくて、そこを皆さんで管理されて一旦はきれいにされたみたいですが、この間行って見たところでは、竹はもうほとんど腐ってわからないぐらいになって、写真つづりでいうと4ページのところに、わずかに竹が残ったような状況が、残骸がありますが、そういう状況であります。何ら復旧するというのは難しいかなというような状況で見てまいりました。ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。  
「非農地証明申請について」ご報告いただきました。  
ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。  
ございませんか。  
ないようでございますので、採決に移らせていただきます。  
議案第1号「非農地証明の申請について」、申請どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。  
挙手全員でございます。よって、2件とも申請どおり許可することいたします。

#### 《議案第2号》

佐伯会長（議長）

続きまして、議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

(事務局説明)

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

担当委員さんによる現地調査のお願いいたしております。■■■さん、■■■さん、■■■さん、■■■さんにつきましては、同一委員さんによる調査をお願いいたしておりますので、合わせてご報告をお願いいたします。

徳本敬吉委員

11番徳本です。

去る21日に、正木委員さんと私、それから当日は■■■さん、それから3ページの一番下の■■■さんとの、現地の確認なりお話を伺っております。

説明があったとおり、譲渡人さんが■■■さんということで、同一の人がそれぞれ貸し出しをされたりしておられまして、■■■さんが全部あげるよというふうなお話があったのだそうです。いずれにしても、無償譲渡というような形で、水田も畑も山も宅地も家屋も全部処分されたいというふうな意向が■■■さんのほうへありまして、そういう経過の中でこの所有権移転の申請が出ております。

■■■さんの件、写真つづりのほうは5ページです。田んぼの■■■のほうは、現在ブドウがなっております、耕作的には■■■のブドウだそうです。それを、■■■さんと■■■さんは隣り合わせの家なのですが、■■■さんのほうに譲るからというふうなことでお話になって、■■■さんももらおうというふうな形になつとるそうです。それで、畑のほうは現在何もやっておりますが、それもちょうどそばになりますので、■■■さんがこの際譲り受けをされるというお話です。

それから、■■■の■■■さんの場合は、たばこをつくっておられました。今後どうされるかわかりませんが、そういった関係で譲り渡しをするということでございます。

それから、■■■さんですが、■■■の■■■さんは、ちょうど家の横にといいますか、戸建てを現在建てられておられて、これは管理をされております。それを譲り受けられるということです。

それから、■■■でございますが、■■■さんは、本来は■■■だそうですが、■■■さんの勧めもあって家を購入されているようでございますので、その■■■さんの関係も、残りの田んぼなり畑を管理しつかりしていく、耕作をしていくというふうなことでございまして、農機具というものは全然持ってらっしゃいませんが、■■■さんが要る物は何でも貸すというふうな、そういった話はできておるようでございますし、畑のほうは、多少は荒れたようなところもございまして、農業をしたいと

いうふうなお話でございました。農機具もそろえるとなると大変ですし、原野のようになつとるところが少しでも耕地らしく管理していただけるものなら、新規就農というか、いいのではないかなというふうに思っております。以上で一応審査の報告といたします。審議をよろしく願います。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

続きまして、■■■■さんの案件をお願いいたします。

伊勢村正治委員

失礼いたします。24番伊勢村でございます。

■■■■さんの案件につきましてご報告をいたします。

去る11月23日、大谷委員さんと私と、譲受人の■■■■さん並びに■■■■さん、4人で現地を確認させていただきました。

現地は■■■■でございまして、■■■■と申しますと■■■■さんというふうな、当時皆さんも耳にあらうかと思えます。■■■■から■■■■に■■■■を参りますと、■■■■に入りますと、■■■■さんという家がございまして、その家のところを右下におります。■■■■おりたところで■■■■が流れておるわけでございます、その■■■■でございました。ここに2筆ございました。これが今申し上げました田んぼでございます。したがって、もう一筆は■■■■というところがございますが、今の田んぼから、これからまた■■■■下になろうかと思えますけど、■■■■というところに■■■■の■■■■さんという■■■■があるのですが、その停留所でございますが、ちょうどそのぎりぎり下におりたところへあるわけでございます。それを4人で確認をさせていただきました。

■■■■さんにつきましては、■■■■の田んぼを今まで約30年間耕作をしていたのだと、加々見さんは現在ひとり暮らしでございまして、もう耕作も何もできないので、■■■■さんのほうへお譲りをしたいというふうなご意見でございましたので、このように4人で確認をさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。ありがとうございました。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

続きまして■■■■の案件2件、あわせてご報告をお願い申し上げます。

若林宏明委員

3番若林です。

■■■■のこの案件につきましては、18日に福島委員さん、それから

三和測量の田村さんと私とで現地の調査をさせていただきました。

場所としましては、■■■■のほうを出まして、それから■■■■ほど下部に行きますと、広島住設のスタンドがありますけども、ここを左に150mほど入ったところであります。

■■■さんは、この建物のちょうど上へ上がって、■■■■があるんですけども、こちらのおり若い子供さんがこちらの近くの田んぼをつくられておられるようですが、この離れたところは小作外されておまして、14ページの写真つづりを見ていただきますと、左側にわらを置いてありますが、この田んぼが■■■■さんの田んぼであります。いうことで、これもそのまま規模拡大ということで何ら問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

続きまして、■■■さんの案件をお願いします。

赤木健二委員

19番の赤木です。

この■■■■なのですが、■■■さんが、もうそれこそ30年ぐらいずっと耕作をされております。

場所は、議案集の17ページを読んでみてもらうと、■■■■の■■■■のほうへあります。去る20日に矢田貝委員さんと■■■さんと3人で見させてもらいましたが、ずっと耕作されておられるということと、■■■さんは、親の代は油木へ住んでおられたのですが、この■■■さん、私とちょうど同級生なのですが、この人はもう学校出たら油木へは全然住まわれてなかったもので、ずっと耕作は■■■さんがされておったということです。よろしくご審議をお願いします。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

3条申請に対する調査結果のご報告をいただきました。

ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。

ございませんか。

佐伯会長（議長）

ないようでしたら、採決に移らせていただきます。

3条申請について申請どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

佐伯会長（議長）	ありがとうございました。 挙手全員でございますので、申請どおり許可することといたします。
《議案第3号》	
佐伯会長（議長）	続きまして、議案第3号「神石高原町農業委員会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。 説明をお願いいたします。
松本事務局長	（事務局説明）
佐伯会長（議長）	ありがとうございました。 説明がございましたが、ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。
佐伯会長（議長）	ご意見、ご質問ございませんか。 ないようでございますので、採決に移らせていただきます。 議案第3号「神石高原町農業委員会規則の一部を改正する規則について」、提案どおり賛成の方の挙手をお願いいたします。
	（全員賛成）
佐伯会長（議長）	ありがとうございました。 挙手全員でございますので、提案どおり決定することといたします。 以上で本日ご提案いたします内容については全て終了いたしました。
《閉 会》	午後2時40分 閉会